

令和5年度 山口県内大会実施時における  
新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針

令和5年4月

山口県高等学校体育連盟

## 1 基本的な考え方

### (1) 基本方針の作成について

- ① 基本方針については、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下、全国高体連という）が示す「全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針」を基本として作成する。
- ② 競技別の感染症拡大防止等の実施については、競技特性に応じた対応の必要性から当該中央競技団体及び競技専門部が示す内容を最大限尊重する。
- ③ 競技別感染拡大防止対策については、山口県高等学校体育連盟事務局（以下、県高体連という）と競技専門部による連携のもと内容等の整理を行い、必要な事項を明記した開催要項を競技専門部が作成する。
- ④ 作成した基本方針及び競技専門部が示す開催要項については、県高体連が作成するホームページ及び競技専門部のホームページ等で公表するとともに、関係者に対する通知文書等を通じて事前周知し徹底を図る。

### (2) コロナ禍における大会運営について

- ① 選手・役員等をはじめ大会関係者全員の安全・安心の確保を最優先事項とする。
- ② 大会実施の可否、実施時における応援者及び観客への対応等については、競技専門部が県高体連と連携したうえで決定するが、原則有観客とする。
- ③ 各競技の運営については、県及び市町、使用する施設等が示す感染症拡大防止に向けた方針等を最大限尊重し、県高体連と競技専門部間で連携のうえ対応する。
- ④ 感染予防及び感染症拡大防止に向けた対策は、基本方針等に基づき、県高体連及び競技専門部との連携のもと実施するが、感染症等の発生そのものについて責任を負うことはできない。

### (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止について

- ① 三つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避する。
- ② 身体的距離を確保する。
- ③ 手洗いを徹底する。
- ④ 可能な範囲でマスクを着用（熱中症や競技特性に応じた対応に留意）する。
- ⑤ 競技会場及び会議施設等においては定期的な開窓等により換気に留意する。

## 2 感染拡大防止対策の概要

### (1) 全般的な事項（各組織ごとの役割）

① 大会参加者 ※大会参加者とは以下の(ア)及び(イ)の者をいう。

- (ア) 出場チーム：選手、監督、コーチ及び引率者をはじめ、その他いかなる名称や関係であるかを問わず、活動や移動行程を同一とするすべての者
- (イ) 大会関係者：役員、補助員、報道機関、招待者、視察者、競技団体関係者、開催自治体関係者、出店者、観客等、会場に来場するすべての者

- (a) 安全・安心な大会運営のため、大会期間中のみならず、日頃から体調管理に十分留意すること。
- (b) 「健康チェックシート（様式1）」を各競技大会10日前から大会参加終了日までチェックし、「健康チェック提出用紙（様式2）」を受付時に提出すること。  
万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、「健康チェックシート（様式1）」の個人の原本について、保存期間（1月以上）を定めて、参加校及び個人で保存しておくこと。
- (c) 競技参加前10日間及び競技期間中に感染者または感染の可能性があると診断された場合は、専門部に対しその事実について速やかに報告し、医療機関及び専門部の指示に従うこと。
- (d) 医療機関や宿泊施設、自宅までの移動や輸送について、各自（各学校）の責任で行うこととし、医療機関等の指示に従い慎重に行うこと。
- (e) 競技終了後7日以内に感染（ただし、家庭内感染等、感染経路が大会参加に由来しないことが明確なものは除く）となった場合は、専門部に対して速やかに報告すること。

### ② 競技専門部

- (a) 感染防止のため実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ通知するとともに、チェックリスト化したものを適切な場所（大会の受付場所等）に掲示すること。
- (b) 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、大会参加者から提出された「健康チェックシート提出用紙（様式2）」の原本について保存期間（1月以上）を定めて保存しておくこと。
- (c) 大会参加者から感染等の報告を受けた場合は、速やかに県高体連と連携を図り、参加者に指示を行うこと。

### ③ 県高体連

- (a) 大会開催前及び開催期間中の事案については、競技専門部と連携を図り、感染拡大を防ぐことを最優先とし対応策を講じる。事態の状況によっては、医療機関及び県教育委員会（以下、県教委という）と連携を図りながら対応する。
- (b) 県高体連は、大会期間中及び終了後に発生した感染者の状況を競技専門部と連携を図りながら把握し、県教委に報告するとともに、感染拡大防止の観点から対戦校への連絡等を行う。

## (2) 当日の参加受付時の留意事項

大会当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全・安心に大会を開催するため、以下に配慮して受付事務を行うこと。

- ① 受付には手指消毒剤を設置すること。
- ② 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を可能な範囲で行うこと。
- ③ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ④ 人と人とが対面する場所は、経費面を考慮しながら、アクリル板、透明ビニールカーテン等の活用を検討すること。
- ⑤ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある者は入場しないように、掲示等を行い、注意を促すこと。

## (3) 大会参加者への対応

### ① 体調の確認

競技専門部は、大会参加者に以下の事項が記載された「健康チェックシート表（様式1）」を各競技大会10日前から大会参加終了日までチェックさせ、学校ごとに「健康チェックシート提出用紙（様式2）」を受付時に提出させること。提出に関しては個人情報の取扱いに十分注意し、引率責任者（顧問教諭等）が提出すること。

(a) 大会当日の体温

(b) 大会前2週間における以下の事項の有無

- (ア) 平熱を超える発熱
- (イ) 咳、喉の痛みなど風邪の症状
- (ウ) だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
- (エ) 嗅覚や味覚の異常
- (オ) 体が重く感じる、疲れやすい等
- (カ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触
- (キ) 同居家族や身近な知人で感染が疑われる方がいる
- (ク) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触

※ 参加校は当日の参加について、大会10日間のチェック状況と当日のチェック状況から適切に判断して決めること。ただし、各競技で判断基準を定めている場合は、その基準を尊重する。

### ② マスク等の準備

引率責任者（顧問教諭等）は、大会参加者がマスクを準備しているか確認すると同時に、着用について指導すること。なお、競技中のマスクの着用は大会参加者等の判断による※1とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の競技を行っていない間、特に会話するときには、可能な範囲でマスクを着用すること。

※1 競技中のマスクの着用に関しては、各競技の競技規則に則って行うこととするが、熱中症等の身体に影響を及ぼす可能性があることに十分留意すること。

### ③ 大会参加前後の留意事項

大会参加者は、大会前後のミーティング等においても、3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）の場面が長く続かなうよう注意すること。

可能な範囲で会話時にマスクを着用するなどの感染症対策に十分に配慮すること。

また、過去の大会等において、大会終了後の感染拡大が見られていることから、大会後の健康観察及び感染症対策には十分留意すること。

## (4) 競技専門部が準備等すべき事項

### ① 手洗い場所

参加者が大会開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下の内容に配慮しながら状況に応じて手洗い場所を確保すること。

- (a) 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- (b) 可能な範囲で手洗い徹底の掲示等を行うこと。
- (c) 手洗い後に手を拭くため、参加者にマイタオルを持参させること。
- (d) 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

### ② 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが高いと考えられることに留意し、以下の内容に配慮して各室を確保すること。

- (a) 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。
- (b) ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講ずること。
- (c) 室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、必要に応じて消毒すること。
- (d) 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

### ③ 洗面所（トイレ）

洗面所（トイレ）についても感染リスクが高いと考えられることに留意し、以下の内容に配慮して管理すること。

- (a) トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、必要に応じて消毒すること。
- (b) トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示すること。
- (c) 手洗い場においては、上記①「手洗い場所」と同様の配慮を行うこと。

### ④ 飲食等について

参加者が飲食等を行う場合は、以下の内容に配慮すること。

- (a) 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うように注意喚起を行うこと。
- (b) 飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用させ、共用させないこと。
- (c) 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。
- (d) 飲食の際には適切な間隔を確保すると同時に対面としないようにすること。
- (e) 可能な範囲で飲食のスペースを用意する。控室や観客席で飲食を行う必要がある場合は、特に注意喚起を行うこと。

## ⑤ 観客の管理

会場に観客を入れる場合には、以下に配慮し周知すること。

- (a) 可能な範囲で、すべての来場者に対して非接触型体温計を使用して検温し、  
37.5℃以上の場合は入場を断ること。場合によっては、「健康チェックシート提出用紙(様式2)」を求めること。
- (b) 観客同士が密な状態とならないように注意喚起する。また、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること。
- (c) 特に屋内の観戦においては、大声での声援を送らないことや会話を控えること。長時間(15分以上)会話をする場合には、可能な範囲でマスクを着用すること。
- (d) 上記の観戦マナーについて、掲示や館内放送等を用いて注意喚起を行うこと。
- (e) 可能な範囲で、参加者と観客の動線や感染場所を区別すること。

## ⑥ 大会会場

室内で実施する競技においては、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等、密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。

## ⑦ ごみの管理

感染拡大防止の観点から、参加者にごみを持ち帰ることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。

## (5) 大会参加者に対する留意点

大会参加者に対し、以下の留意点や遵守すべき内容を周知・徹底すること。

### ① 十分な距離の確保

競技の種類に関わらず、競技をしていない場合も含め、感染拡大防止の観点から、周囲の人となるべく距離(感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に(最低1m))を空けること。

### ② その他

- (a) 競技中に、唾や痰をはくような行為は行わないこと。
- (b) タオルの共用はしないこと。
- (c) 飲食については、指定場所以外では行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話はしないこと。
- (d) 飲みきれなかった飲料等を指定場所以外に捨てないこと。

## (6) その他の留意事項

- ① 宿泊に関しては、宿泊依頼業者及び宿泊先が示すガイドライン等に従うこと。
- ② バス輸送に関しては、依頼業者が示すガイドラインに従うこと。
- ③ 競技別の感染防止対策については、当該の中央競技団体が示すガイドライン及び基本方針を参考に各競技別に作成すること。

### 3 大会実施の可否等の決定及び大会参加にあたっての留意事項について

#### (1) 大会実施の可否検討の条件及び各組織の役割について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下の①から⑥の状況となった場合には、必要に応じ、県高体連、競技専門部で協議の上、大会実施の可否等について検討する。決定においては、競技専門部の意思決定を最大限尊重し、県高体連名で通知する。

- ① 「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が国内全域または山口県全てを対象にされた場合
- ② 開催市町の方針等により大会実施の可否等について検討が必要となった場合
- ③ 開催市町における医療機関のひっ迫状況により、安全・安心な大会運営が困難な状況となった場合
- ④ 出場校や選手の辞退等の増加（25%が目安）により、当該競技の大会運営が困難となった場合
- ⑤ その他、大会開催にあたり通常の実施が困難と判断された場合
- ⑥ 開催大会の上位大会（全国大会等）が中止と判断された場合

#### (2) 各組織の役割

##### ① 県高体連

- (a) 「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に関する基本方針」（以下「基本方針」という）を作成する。
- (b) 事前に基本方針を徹底し、重要事案発生時の対応等について確認する。
- (c) 大会実施の可否、実施時における応援者及び観客への対応等重要事案の決定に際し、県教委と連携を図る。
- (d) 各競技の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る事案や事前及び大会開催中の重要事案発生時には、県教委と連携を図りながら対応する。

##### ② 競技専門部

- (a) 大会実施の可否、実施時における応援者及び観客への対応等について、主に競技特性の視点で対応し、県高体連と連携を図りながら意思決定を行う。
- (b) 各競技特性に応じた感染症拡大防止対策の具体的な方策を作成し、開催要項等に明記した上で、県高体連に提出する。
- (c) 参加校（選手）に対して具体的な指導・説明等を行う。

#### (3) 大会参加にあたっての留意事項について

##### ① 大会参加前の対応

- (a) 大会参加日の10日前から「健康チェックシート（様式1）」で健康状態を毎日記録すること。（提出義務ではなく選手個人の健康管理の視点からの指導）
- (b) 大会参加前10日間の期間において、感染者または感染の可能性のある状態となった場合は、競技専門部に速やかに報告し、指示に従うこと。

- (c) 出場チームにおいては、1名以上の新型コロナウイルス感染症対応担当者（監督・引率教員の兼務可）を置き、参加申込の際に競技専門部に報告する。新型コロナウイルス感染症対応担当者は、競技専門部、保護者等との連絡調整を担うとともに、チーム内での感染者対応や感染防止対策徹底の役割を担うこと。
- (d) 感染者、感染の可能性がある者、体調不良者となった場合、医療機関や宿泊施設、自宅までの移動や輸送については参加校の責任で行うこととし、事前に交通手段を決めておくこと。また、医療機関や療養施設、宿泊療養施設において、療養または待機することになった場合も想定し、その際の滞在方法を事前に決めておくこと。
- (e) 新型コロナウイルス感染症対応担当者は、参加する前に保護者やチーム関係者に対し、感染者等が発生した場合には、宿泊施設や会場までの迎えや医療機関において療養等が必要となる場合があることを周知徹底しておくこと。

## ② 大会参加期間中の対応

- (a) 出発前に自宅や宿舎において「健康チェックシート（様式1）」の調査項目を確認し、体調不良者は会場へ来場しないこと。
- (b) 会場受付において、体調不良者を確認した場合は、会場内への入場を許可しないため、大会参加校の責任において速やかに医療機関を受診し、療養または帰宅等を行うこと。
- (c) 感染者、感染の可能性がある者、体調不良者となった場合は、その事実について競技専門部に報告し、指示に従うこと。
- (d) 大会期間中は、競技専門部が行う感染予防対策を遵守した活動を行うこと。

## ③ 大会参加終了後の対応

- (a) 大会参加終了日から7日間の期間において、感染者となった場合は各競技専門部に対して速やかに報告すること。（ただし、家庭内感染等、感染経路が大会参加に由来しないことが明確なものは除く）
- (b) 「健康チェックシート（様式1）」の原本について、個人情報の取扱に注意しながら、保存期間（1か月以上）を定めて保存しておくこと。
- (c) 大会終了後の感染者等に関する報告については、感染拡大防止のため及び安全・安心な大会運営に向けた重要な資料となることから、報告漏れ、虚偽の報告等はあってはならない。このことについて出場校の校長に対し、引率教員、監督に対して周知するとともに、対戦校に対する連絡等の配慮を依頼する。

## (4) 観客の入場について

令和4年度より全国高等学校総合体育大会が有観客での実施となったことを踏まえ、各競技専門部においても、原則、有観客での実施とする。ただし、選手、役員等をはじめ大会関係者全員の安全・安心の確保を前提とした際に、競技によって会場規模や参加校（人）数などに違いがあることから、運営する専門部の意思を尊重し、詳細については、各施設のガイドラインに則り各競技・会場毎で定めることとする。

また、観客の入場については、大きく次ページのカテゴリーに区分することとし、この場合、1の感染防止に関する事項の遵守を呼びかけながら感染防止対策を行うこと。



### A 無観客

観客席の無い体育館や全参加校が1つの屋内会場に集まるような競技・会場などにおいて、出場選手と観客の動線が区別できないような会場については、2(1)①(ア)「出場チーム」で認められた者以外の入場を不可とし、無観客とする。

### B 制限付きで入場を許可

屋内競技で観客席に入場者を受け入れる余地がある場合は、入場制限を設けたり、観客エリアを定めるなどして入場を認める。ただし、風邪症状などがある場合は入場できないほか、可能な限り参加選手との動線等を区別できるようにする。

### C 観客立入禁止エリアを設定

屋外競技などで観客のコントロールが難しい競技・会場では、2(1)で認められた者以外の方の入場禁止エリアを設け、そのエリア以外からの観戦のみとする。

## (5) 大会参加者の参加判断基準について

大会参加については、感染拡大を防止し、大会開催可否の判断も含め大会運営において迅速な対応が求められることから、大会参加の参加基準を次のとおりとする。

### ① 本人の場合

	状況及びその定義	参加基準
感染者	○ 医療機関による診断の結果、感染者と判定された者。 ・感染者の発生日とは症状が出始めた日とし、発症日が不明な場合は陽性と判定された検体採取日とする。(原則 <b>10</b> 日)※2	○ 参加を辞退する。 ・ただし、 <u>医療機関等の判断のもと療養等が解除された場合は、参加校学校長の責任において参加可能とする。</u>
感染の可能性のある者	○ 所管保健所等により感染の可能性がある者と判断された者。 ・感染の可能性のある者の発症日とは感染者と接触した日とする(複数日の場合には大会に最も近い日)	○ 参加を辞退する。 ・ただし、参加校学校長の責任において、 (a)または、(b)の条件で参加可能とする。 (a) 特定された感染の可能性がある者の待機期間は、当該感染者の発症日、当該感染者が無症状(無症状病原体保有者)の場合は、検体採取日または当該感染者の発症等により感染対策を講じた日のいずれか遅い日を0日目として <b>5</b> 日間とし、発病しなかった場合、 <b>6</b> 日目から参加可能。※1 (b) <b>2</b> 日目および <b>3</b> 日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合、 <b>3</b> 日目からの参加可能。※1
体調不良者	○ 発熱(37.5℃以上)や風邪症状(咳、のどの痛み)、だるさや息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など基本方針が示す健康チェックシート(様式1)のチェック項目のアからオに該当する者	○ 参加を辞退する。 ・ただし、大会開催日が複数にまたがり、その間に医療機関等を受診し、 <u>非感染者と診断された場合は、体調改善を踏まえたうえで、参加校学校長の責任において参加可能とする。</u>

② 出場チームの場合

状況	参加基準
出場チーム内で感染者が発生した場合	感染者と接触（感染者の感染可能期間【発症2日前から】の接触）のあった最後の日から、感染の可能性がある者の待機期間（原則 <b>5</b> 日間）とされる日数の間のチームの出場については、 <u>競技専門部に報告し、県高体連と協議 ※3</u> することとする。なお、感染者、感染の可能性がある者及び体調不良者は上記「①本人の場合」と同様の扱いとなる。
出場チーム内で感染の可能性がある者または体調不良者が発生した場合	感染の可能性がある者または体調不良者は、 <u>上記「①本人の場合」と同様の扱い</u> となる。

※1 ■数字については、今後の情勢に応じて変化することもあり得るが、当面表記のルールで進めていくこととする。

※2 感染者の10日の療養期間について、R4.9.7以降療養期間が「有症状者・無症状者ともに7日間（8日目に解除）に変更されたが、有症状者は10日間・無症状者は7日間を経過するまでは、感染リスクが残存するといわれていることから、原則10日間を療養期間とする。ただし、無症状者で5日目に検査キットで陰性を確認した場合は、5日間に短縮可能とし、6日目から参加可能とする。

※3 参加者の・安心を最優先に協議を行うが、代替え選手登録等を視野にチームの参加機会が確保できる方法を検討する。

4 感染者が発生した場合の基本的な対応について

(1) 競技開始前10日間に体調不良者および感染の可能性がある者が発生した場合

① 体調不良者が発生した場合

	当該校	競技専門部	県高体連
各組織の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関等への相談受診</li> <li>○ 競技専門部に体調不良者発生の事実について報告</li> <li>○ 医療機関等への相談後の報告は次の「参加校の対応」に基づいて行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開催要項および前述「(5)大会参加者の参加判断基準について」にそって感染防止対策に基づく指示等を行う。状況に応じては県高体連と連携を図る。</li> <li>○ 様式等を設けないが、対応事例を記録しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競技専門部と必要に応じて連携及び協議</li> </ul>
参加校の対応	<p>① 非感染者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非感染者であることを参加校は競技専門部に報告する。</li> <li>・報告後は、競技専門部から示される感染防止対策に基づく指示等に従う。 【前述「(5)大会参加者の参加基準 ①本人の場合 体調不良者」参照】</li> </ul> <p>② 感染者と診断・判定された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>当該選手は出場を辞退する。</u></li> <li>・<u>※ただし、医療機関等の判断のもと療養等が解除された場合は、参加校学校長の責任において参加可能とする。</u></li> <li>・当該選手以外の選手の対応については、医療機関等の指示を遵守した上で、参加校の責任において行うことを原則とするが、その際は競技専門部が示す感染防止対策の内容及びこれに基づく指示等に従うこととする。</li> </ul>		

② 感染の可能性がある者が発生した場合

	当該校	競技専門部	県高体連
各組織の対応	○ 競技専門部に感染の可能性がある者発生の事実について報告	○ 開催要項および前述「(5) 大会参加者の参加判断基準について」にそって感染防止対策に基づく指示等を行う。 ○ 様式等を設けないが、対応事例を記録しておく。	○ 競技専門部と必要に応じて連携
参加校の対応	○ 当該選手は出場を辞退する。 ※ただし、医療機関等の判断のもと療養等が解除された場合は、参加校学校長の責任において参加可能とする。 ・当該選手以外の選手の対応については、医療機関等の指示を遵守した上で、参加校の責任において行うことを原則とするが、その際は【前述「(5) 大会参加者の参加基準 ①本人の場合 感染の可能性がある者」参照】に従い、かつ競技専門部の指示に従うこととする。		

(2) 競技期間中に体調不良者および感染の可能性がある者が発生した場合

① 体調不良者が発生した場合

	当該校	競技専門部	県高体連
各組織の対応	○ 医療機関等への相談受診 ○ 競技専門部に体調不良者発生の事実について報告 ○ 学校長に報告  ○ 医療機関等への相談後の報告は次の「参加校の対応」に基づいて行う。	○ 開催要項および前述「(5) 大会参加者の参加判断基準について」にそって感染防止対策に基づく指示等を行う。  ○ 感染者および体調不良等に伴う出場辞退者が出た場合は、県高体連に報告 ○ 競技参加校の新型コロナウイルス感染症対応担当者に対し、個人情報に配慮した上で状況を説明し、関係各校の校長への連絡を指示 ○ 様式等を設けないが、対応事例を記録しておく。	○ 競技専門部と連携し、感染拡大防止対策を最優先とした対応を競技専門部に指示 ○ 感染者等の報告を受けた場合は、県学校安全・体育課及び関係機関等に報告  ○ 競技専門部と連携し、状況を整理
参加校の対応	<p>① 非感染者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非感染者であることを参加校は競技専門部に報告する。</li> <li>・報告後は、競技専門部から示される感染防止対策に基づく指示等に従う。 【前述「(5) 大会参加者の参加基準 ①本人の場合 体調不良者」参照】</li> </ul> <p>② 感染者と診断・判定された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該選手は出場を辞退する。</li> <li>・当該選手以外の選手の対応については、医療機関等の指示を遵守した上で、参加校の責任において行うことを原則とするが、その際は競技専門部が示す感染防止対策の内容及びこれに基づく指示等に従うこととする。 【前述「(5) 大会参加者の参加基準 ①本人の場合 体調不良者」】を参考とする。</li> <li>・当該生徒との対戦等があった個人およびチームの学校に対して、可能な範囲で学校長から状況の説明を行う。(大会終了後の状況も踏まえて)</li> </ul>		

② 感染の可能性のある者が発生した場合

	当該校	競技専門部	開催県高体連
各組織の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競技専門部に感染の可能性のある者発生の事実について報告</li> <li>○ 学校長に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開催要項および前述「(5) 大会参加者の参加判断基準について」にそって感染防止対策に基づく指示等を行うとともに、県高体連に報告</li> <li>○ 競技参加校の新型コロナウイルス感染症対応担当者に対し、個人情報に配慮した上で状況を説明し、関係各校の校長への連絡を指示</li> <li>○ 様式等を設けませんが、対応事例を記録しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競技専門部と連携し、感染拡大防止対策を最優先とした対応を競技専門部に指示</li> <li>○ 感染者等の報告を受けた場合は、県学校安全・体育課及び関係機関等に報告</li> <li>○ 競技専門部と連携し、状況を整理</li> </ul>
参加校の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該選手は出場を辞退する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該選手以外の選手の対応については、医療機関等の指示を遵守した上で、参加校の責任において行うことを原則とするが、その際は【前述「(5) 大会参加者の参加基準 ①本人の場合 体調不良者】に従い、かつ競技専門部の指示に従うこととする。</li> <li>・当該生徒との対戦等があった個人およびチームの学校に対して、可能な範囲で学校長から状況を説明してもらおう。(大会終了後の状況も踏まえて)</li> </ul> </li> </ul>		

(3) 競技終了後に感染者が発生した場合

	当該校	競技専門部	県高体連
各組織の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染者が発生した当該校は、その事実及び保健機関の指示・要請等の必要事項について競技専門部に報告</li> <li>※様式は特に定めない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県高体連へ報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県学校安全・体育課等の関係機関に報告</li> <li>○ 当該校の状況確認を行い、対戦校への状況報告を当該校の校長へ依頼</li> <li>○ 競技専門部と連携し、追跡調査を行うとともに感染経路等の原因究明を行う。</li> </ul>

注1：すべてのケースにおいて、参加校は参加者の体調及び診断結果及び等について、競技専門部に誠実かつ責任をもって報告すること。また、事実以上の内容（想像の範囲での報告）を行わないこと。

注2：感染の可能性を低くするため、日常の部活動（特に大会前）において手が触れる距離（1m程度）で、15分以上マスクをせずに会話をすることがないように心がけること。 例）換気の悪い場所での部活動、同じテーブルで向き合っでの食事 等